

○浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付要綱

平成28年 3 月31日

告示第27号

改正 令和 5 年 3 月 8 日告示第16号

令和 5 年 9 月 1 日告示第113号

(趣旨)

第 1 条 市長は、短期入所事業所の円滑な運営を促進することにより、障がい者の福祉の増進を図るため、短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「短期入所事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第 5 条第 8 項に規定する短期入所を行う事業所をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に短期入所事業所を設置する者とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象経費は、短期入所事業所の運営に要する、従業員賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び貸借料並びに備品購入費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 次に掲げる区分に応じ、次に定める補助基準額により算定した額

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）第115条第 3 項に規定する単独型事業所 入所定員に月額150,000円を乗じて得た額

イ 省令第115条第 1 項に規定する併設事業所 入所定員に月額75,000円を乗じて得た額

- (2) 補助の対象経費の実支出額から寄附金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額

(令 5 告示113・全改)

(交付の申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請は、市長が定める期日までに、浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の通知)

第 7 条 規則第 6 条の規定による通知は、浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第 8 条 規則第 8 条第 1 項の規定による届出は、浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金申請事項変更等届（別記第 3 号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第12条の規定による報告は、浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金実績報告書（別記第 4 号様式）に次の関係書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第 1 0 条 規則第14条の規定による通知は、浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金額確定通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

(請求)

第 1 1 条 規則第15条の規定による請求は、浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付請求書（別記第 6 号様式）により行うものとする。

(補助金の概算払いの請求及び精算)

第 1 2 条 規則第16条第 2 項の規定による請求は、浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金概算払交付請求書（別記第 7 号様式）により行うものとする。

2 規則第16条第 1 項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金概算払精算書（別記第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 8 日告示第16号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 1 日告示第113号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。